

担当：石川

競業禁止義務に係る判断を示す判例

「眉の美容施術に関する技術の使用」事件

H21.4.14 判決 大阪地裁 平成 18 年（ワ）第 7097 号

損害賠償等請求事件、情報使用禁止等請求事件：請求一部認容

【概要】

原告会社を退職した従業員による眉の美容施術に関する技術の使用について競業禁止義務に違反するとして、差止と損害金の支払を求めた事案である。

【争点】（重要な争点）

争点 1：甲 5 誓約書において原告ピアス退職後の不使用を誓約した「アナスタシアアイブロウトリートメント技術」とは何か。

争点 2：被告 A 及び同 B は原告ピアスと甲 5 誓約書記載の誓約をしたか。

争点 3：甲 5 誓約書記載の誓約は公序良俗に違反し無効か。

争点 4：被告 A 及び同 B は「アナスタシアアイブロウトリートメント技術」を使用したか。

【裁判所の判断】

争点 1：甲 5 誓約書徴求の対象である施術者が眉の美容施術に使用するのは原告技術にほかならず、アナスタシア技術そのものではないから、原告ピアスが原告技術とは区別される意味でのアナスタシア技術のみの使用をしない旨の誓約をさせることは、原告ピアスとしては無意味である。したがって、甲 5 誓約書記載の誓約を求める原告ピアスにおいては、甲 5 誓約書の誓約対象は原告技術であると認識していたものと認められる。

争点 2：被告 A 及び同 B は、アナスタシア事業の責任者として、施術者と同様、あるいはそれ以上に原告技術の内容を熟知していたのであり、被告 A は、甲 5 誓約書による誓約を求める原告ピアスの意向を受けて、自ら甲 5 誓約書の書式を起案し、被告 B も、原告ピアスの意向を受けて甲 5 誓約書の徴求を行ったものであるなど、前記認定の甲 5 誓約書の作成及び徴求に至る経緯に照らせば、被告 A 及び同 B は、施術者に対して原告ピアスが退職後の原告技術の使用を禁じる理由が、原告技術の拡散を防止することにより原告ピアスのアナスタシア事業に関する独占的利益を確保する点にあり、そうである以上自らも当然に、むしろ率先して上記誓約に係る禁止

事項を遵守すべき立場にあることを認識していたものと認めるのが相当である。したがって、原告ピアスに対しいずれも甲 5 誓約書記載の誓約をする旨の黙示の意思表示をし、原告ピアスとの間で、かかる内容の合意を成立させたものと認めるのが相当である。

争点 3：甲 5 誓約書のうち、被告らに対し原告ピアス退職後 3 点決め作業（眉山の位置決めの方を除外）、描く作業及び仕上げ作業に関する原告技術の不使用を誓約させる部分は、その個々の作業に関する技術の使用を禁止する趣旨であれば、原告ピアスの正当な利益の保護を目的とするものとはいえず、被告らの職業選択の自由を不当に制約するものというべきであるから、公序良俗に違反するものというべきである。

これに対し、甲 5 誓約書のうち、被告らに対し原告ピアス退職後に眉山の位置決めの方及びワックス脱毛作業に関する原告技術を使用しない旨誓約させる部分は、上記作業を含む全体としての原告技術の使用を禁止するものであるから、使用者である原告ピアスの正当な利益の保護を目的とするものであるといえる。

そして、被告らに対し眉山の位置決めの方及びワックス脱毛作業を含む全体としての原告技術の不使用を誓約させたとしても、下記の事情を考慮すれば、被告らの職業選択の自由を不当に制約するものではないというべきであるから、甲 5 誓約書のうち、被告らに対し原告ピアス退職後に眉山の位置決めの方及びワックス脱毛作業を含む全体としての原告技術を使用しない旨誓約させる部分は、公序良俗に違反するものということとはできない。

争点 4：被告サロンにおける美容施術及びスクール運営という営業を行っている主体は、リューヴィであって、被告 A 及び同 B ではない。しかし、会社経営は取締役会の意思決定に基づくものであり、それは取りも直さず取締役会を構成する個々の取締役の意思を反映したものである。リューヴィが眉の美容施術に関する営業（上記スクールの運営を含む。）を行うことについても同様に、被告 A 及び同

Bら取締役の意思を反映したものである。

したがって、被告A及び同Bは、レビューの取締役として、取締役会における意思決定を通じて、甲5誓約書が原告ピアス退職後の使用を禁じた原告技術を「日本…で、自らの仕事に関連して使用」しているものと認められる。

【検討】

1. 本判決においては、下記の2点が参考になると思われる。なお、本事件は控訴している可能性があり、今後の高裁判決内容のチェックを行なう必要があると思われる。

- ① 誓約書を差し入れしていない場合の黙示の合意
- ② 誓約書の公序良俗の判断時期

2. ①誓約書を差し入れしていない場合の黙示の合意
(1) 被告A、Bは、原告に誓約書の差し入れをしていなかった。

しかし、裁判所は、原告に対し誓約書記載の誓約をする旨の黙示の意思表示をし、原告との間で、かかる内容の合意を成立させたものと認めるのが相当であると判断している。

(2) 裁判所は、『被告A及び同Bは、施術者に対して原告ピアスが退職後の原告技術の使用を禁じる理由が、原告技術の拡散を防止することにより原告ピアスのアナスタシア事業に関する独占的利益を確保する点にあり、そうである以上自らも当然に、むしろ率先して上記誓約に係る禁止事項を遵守すべき立場にあることを認識していたものと認めるのが相当である。したがって、被告Aは遅くとも甲5誓約書の書式を起案した時点において、また、被告Bは最初の「新人研修」において研修生から甲5誓約書を徴求した時点において、原告ピアスに対しいずれも甲5誓約書記載の誓約をする旨の黙示の意思表示をし、原告ピアスとの間で、かかる内容の合意を成立させたものと認めるのが相当である。』と判断している。

また、裁判者は、被告A、Bが、ともに原告の本件事業開発部の事業ディレクターに就任し原告の本件事業の中核を担っていた点も重要視していると思われる。

(3) 本事例のように、誓約書を差し入れしていない場合であっても、誓約書の起案や誓約書の徴収などの行為や、その者の地位などが考慮され、黙示の意思表示が有ると判断することができる場合がある。この点、実務でも契約書の差し入れがない場合に本判決の考え方が参考になると思われる。

3. ②誓約書の公序良俗の判断時期

(1) 裁判所は、『原告ピアスが従業員の退職後の不使用を求めた原告技術が、当該従業員の退職時点において、

眉に関する美容施術者であれば容易に取得ないし習得できる技術であった場合は、その使用を禁ずることは原告ピアスの正当な利益の保護を目的とするものとはいえず、労働者の職業選択の自由を不当に制約するものというべきであるから、甲5誓約書による退職後の原告技術不使用の合意は公序良俗に反するものというべきである。』と判断している。すなわち、退職時に容易に習得できる技術の使用禁止は公序良俗に反すると判断している。

(2) 実務上においても退職者に競業避止義務を課す場合、その退職者が退職時に対象となる情報を第三者が容易に習得することができないように情報の管理を行なうことが必要となると思われる。

(3) 続いて裁判所は、『誓約書の誓約対象である原告技術の具体的内容を認定し（後記(2)）、原告技術が世の中で一般的に用いられている技術であることを裏付ける資料として被告らが提出した乙第9号証及び第11号証ないし第19号証の書籍等及び第20号証の雑誌記事の内容を認定し（後記(3)）、これら書籍等及び雑誌記事に照らし、原告技術が当該従業員の退職時点において眉に関する美容施術者であれば容易に取得ないし習得できる技術であったかどうかについて検討する』としている。

(4) すなわち、容易に習得できる技術であったかについて、雑誌等の刊行物の記事をもとに検討している。

したがって、誓約後であっても誓約の対象となる情報の刊行物への掲載は、控えるべきである。

また、誓約者に対して誓約の対象となる情報を刊行物等に無断に掲載しない旨の誓約事項を誓約書に設ける必要もあるといえそうである。

以上